

放課後等デイサービス事業所 運営に係る注意点等について

令和元年11月27日
岐阜県健康福祉部障害福祉課

目次

| | | |
|---|----------------|------|
| 1 | 放課後等デイサービスについて | p3 |
| 2 | 実地指導・監査について | p9 |
| 3 | 遵守すべき基準について | p14 |
| 4 | 変更届等について | p54 |
| 5 | 報酬について | p63 |
| 6 | その他 | p101 |

(※ページは、スライド番号に対応)

1. 放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスとは(1)

概要

就学している障害児について、授業の終了後又は学校の休業日、長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

対象

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

学校教育法に規定される学校

小学校 中学校 義務教育学校
高等学校 中等教育学校
特別支援学校 高等専門学校

~~幼稚園~~ ~~大学~~

障害児

- ・身体に障害のある児童
- ・知的障害のある児童
- ・精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む)
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

放課後等デイサービスとは(2)

基本的役割

- ①子どもの最善の利益の保障
- ②共生社会の実現に向けた後方支援
- ③保護者支援

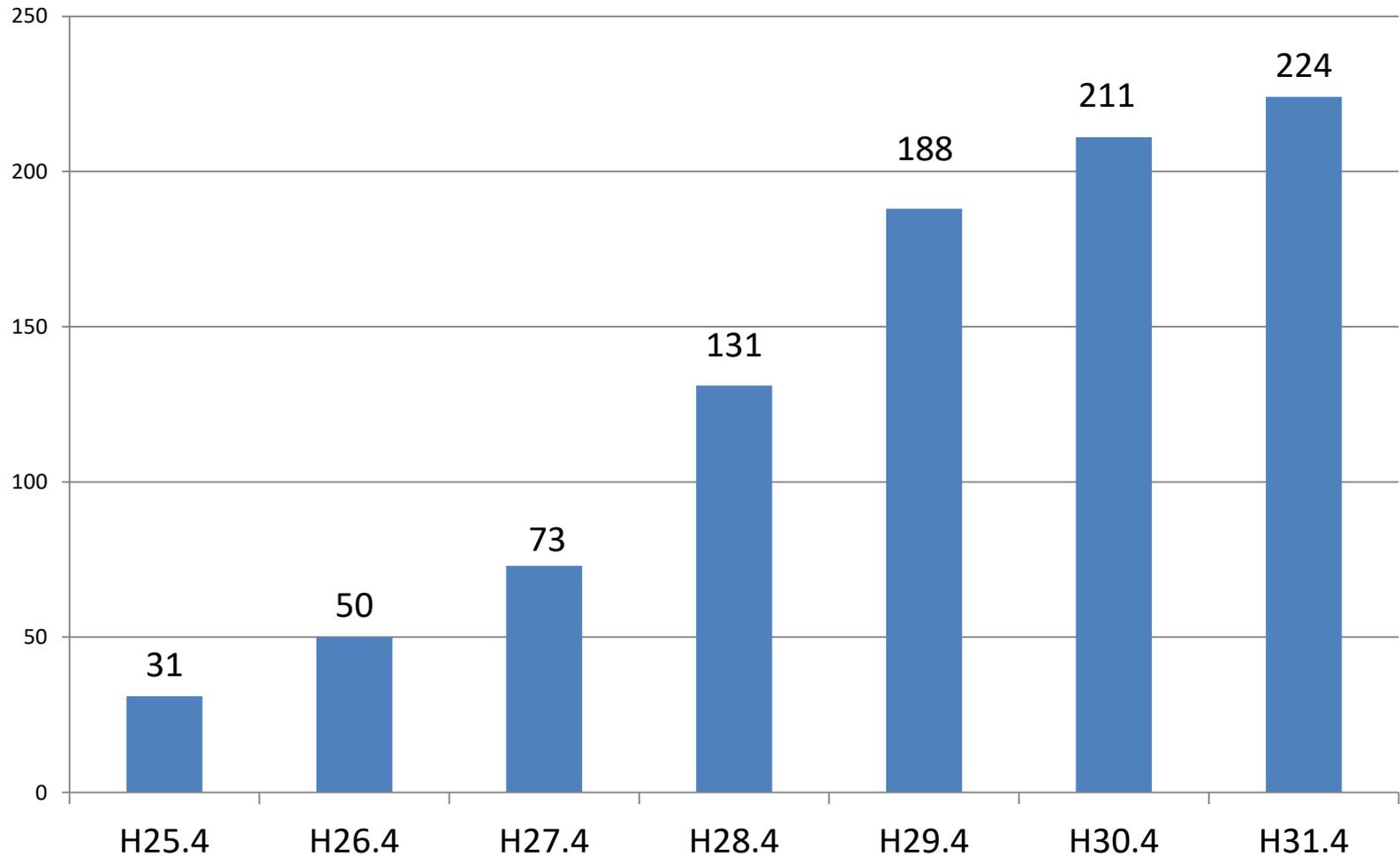
基本的姿勢

放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行う。

基本活動

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
子どもが意欲的に関われる活動を通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。
- ②創作活動
表現する喜びを体験できるようにし、豊かな感性を培う。
- ③地域交流の機会の提供
子どもの社会経験の幅を広げるため、積極的に地域との交流を図る。
- ④余暇の提供
子どもが望む活動を自己選択して取り組む経験を積んでいく。

県内の放課後等デイサービス事業所の状況



放課後等デイサービスの質の向上について

放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある。

■ 支援の質の向上について

| | |
|---|------------------|
| ① 提供する支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、支援の質の向上に努めなければならない。 | 児童福祉法21条の5の18第2項 |
| ② 正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならない。 | 条例15条、72条 |
| ③ 提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 | 条例27条第3項、72条 |

※ 条例:岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
(平成24年岐阜県条例第82号)

- 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について
(平成28年3月7日障障発0307第1号厚生労働省通知)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

適切な事業所運営について

①適切な支援の提供と支援の質の向上

- ・設置者・管理者、児童発達支援管理責任者、従業員の積極的な関与のもと、事業所の運営方針や放課後等デイサービス計画、日々の活動内容について、一連のプロセス（PDCAサイクル Plan、Do、Check、Act）を繰り返し、支援の質の向上を図ること。
- ・支援に関わる人材の知識・技術を高めることや知識・技術の習得意欲を喚起すること。
- ・保護者や学校など関係者と密に連携し、情報を共有することにより、事業所に期待される役割を適切に認識すること。

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- ・提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、子どもや保護者に丁寧な説明を心がけ、気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図ること。
- ・事業所が地域社会からの信頼を得ることが重要であり、事業に関する情報発信を積極的に行う等、地域に開かれた事業運営を心がけること。

③様々なリスクへの備えと法令遵守

- ・子どもの健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症の蔓延等に対する、訓練や対応マニュアルの策定、関係機関・団体との連携等により、日頃から十分に備えること。
- ・子どもの権利擁護や継続的に支援していく観点から、子どもの虐待の未然防止や個人情報保護を徹底する等、関係法令を確実に遵守すること。

2. 実地指導・監査について

指導及び監査の実施方法

(1) 集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

(2) 実地指導

事業所・施設において、関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

(3) 監査

指定基準違反や不正請求等が疑われるときなど、確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

※事前通告なく(当日に通知)、立入検査を実施するなど、実効性のある方法で行います。

※違反が認められた場合は、「勧告」、「命令」、「指定取消」、「効力の停止」などの行政上の措置を行います。

※また、不正不当に受領した額の返還(100分の40の加算の場合あり)や、行政上の措置の公表等を行うことがあります。

指定取消・効力停止の主な事例(1)

■他都道府県における事例

(1)障害児の人格尊重違反(2号)

- ・従業員による虐待等。

(2)人員基準違反(3号)

- ・児童発達支援管理責任者の未配置。

(3)運営基準違反(4号)

- ・放課後等デイサービス計画の未作成(保護者及び障害児の同意なし)。

(4)不正請求(5号)

- ・児童発達支援管理責任者が不在であるにも関わらず、人員欠如減算を行わない。
- ・サービスを提供していない日について、虚偽のサービス提供記録を作成して報酬を不正に請求。
- ・代表者が同一である別法人の事業所を利用していた児童の報酬を不正に請求。

(5) 虚偽報告(6号)

- ・監査における虚偽書類の提出(虚偽答弁)。

(6) 不正の手段による指定申請(8号)

- ・虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

平成29年度実地指導・監査における指摘事項

■岐阜県内の放課後等デイサービス事業所における指摘事項

| 項目 | 件数 |
|-----------------------|----|
| 基本方針・一般原則 | 12 |
| 人員に関する基準 | |
| 1 従業者の員数 | 9 |
| 2 児童発達支援管理責任者 | 3 |
| 3 管理者 | 1 |
| 設備に関する基準 | 2 |
| 運営に関する基準 | |
| 4 内容及び手続の説明及び同意 | 22 |
| 5 契約支給量（契約内容）の報告等 | 5 |
| 6 受給資格の確認 | 1 |
| 7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 2 |
| 8 サービスの提供の記録 | 14 |
| 9 利用定員 | 6 |
| 10 給付費等の額に係る通知等 | 8 |
| 11 取扱方針 | 22 |
| 12 計画の作成（書類の交付） | 34 |
| 13 管理者の責務（管理者による管理等） | 1 |

| | |
|-------------|----|
| 14 訓練・指導等 | 1 |
| 15 運営規程 | 5 |
| 16 勤務体制の確保等 | 18 |
| 17 定員の遵守 | 13 |
| 18 非常災害対策 | 18 |
| 19 衛生管理等 | 2 |
| 20 秘密保持等 | 8 |
| 21 情報の提供等 | 1 |
| 22 苦情解決 | 2 |
| 23 事故発生時の対応 | 6 |
| 24 身体拘束等の禁止 | 2 |
| 25 記録の整備 | 3 |
| 変更の届出等 | 1 |
| 給付費の算定及び取扱い | |
| 26 基本事項 | 1 |
| 27 給付費 | 6 |
| 28 各種加算 | 30 |

3. 遵守すべき基準について

遵守すべき主な基準

児童福祉法、岐阜県が定める条例、厚生労働省が定める省令・告示・通知等を遵守する必要があります。

■遵守すべき主な基準等

| 基準 | 県条例、厚生労働省令・告示・通知等 |
|--------|--|
| 指定基準 | 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号) |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330第12号) |
| 報酬算定基準 | 【報酬告示】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号) |
| | 【留意事項通知】 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年厚生労働省通知障発0330第16号) |

人員基準(1)

児童指導員、保育士又は
障害福祉サービス経験者

- 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上
 - ① 障害児の数が10人まで・・・2人以上
 - ② 10人を超えるもの・・・2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

○1人以上は常勤

○人員基準上配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士

【例】定員10名→人員基準上最低必要となる職員2名のうち、いずれか1名は児童指導員又は保育士

※1 障害福祉サービス経験者2名では基準違反

※2 これら2名に加えて職員を配置する場合は、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなくてもよい。

【 要件 】

児童指導員

後掲する要件のいずれかを満たしているもの

保育士

保育士(保育士登録を行っている者)

障害福祉サービス経験者

高校卒業以上で、2年以上障害者総合支援法第5条第1項に規定される障害福祉サービスに従事したもの

【Point】・2年以上とは、業務に従事した経験が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して360日以上あること。
・「障害福祉サービス」には、「障害児通所支援事業」や「日中一時支援事業」等の事業は含まれない。

人員基準(2)

| | |
|-------------|--|
| 児童発達支援管理責任者 | 1人以上(1人以上は、常勤かつ専任) |
| 機能訓練担当職員 | 機能訓練を行う場合に置く |
| 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可) |

※主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者の基準は別に定められており、次の①～⑤につき、その提供を行う時間帯を通じて、各々1人以上の配置が必要。

- ①嘱託医 ②看護職員 ③児童指導員又は保育士 ④機能訓練担当職員
⑤児童発達支援管理責任者

※ ②について、「看護職員」は、(保健師、助産師、看護師又は准看護師)をいう。
④について、機能訓練担当職員は、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。(機能訓練担当職員の未配置は不可)

【Check】 人員配置の変更に関する届出には、各職種に該当することを証する書類(資格証の写し(要:原本証明)、実務経験証明書)を添付すること。

人員基準(3)

■常勤

各事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。
(週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とする。)

ただし、「育児・介護休業法」に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、例外的な取扱いがある。(常勤の従業者の勤務時間を週30時間とする。)

【Point】週32時間を下回る場合は、常勤とみなされない。(非常勤となる。)
各法人の就業規則において規定すること。

■専従

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないこと。

【Point】サービス単位ごとの提供時間に他の職務に従事できない。

■常勤換算

従業者の勤務延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること。

例えば、常勤従業者の勤務時間が週40時間とした場合に
週20時間の従業者は「0.5」、週30時間の従業者は「0.7」となる。

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)

人員基準(4)

■児童指導員の要件

- 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 2 社会福祉士の資格を有する者
- 3 精神保健福祉士の資格を有する者
- 4 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 5 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者
- 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

人員基準(5)

■児童指導員の要件

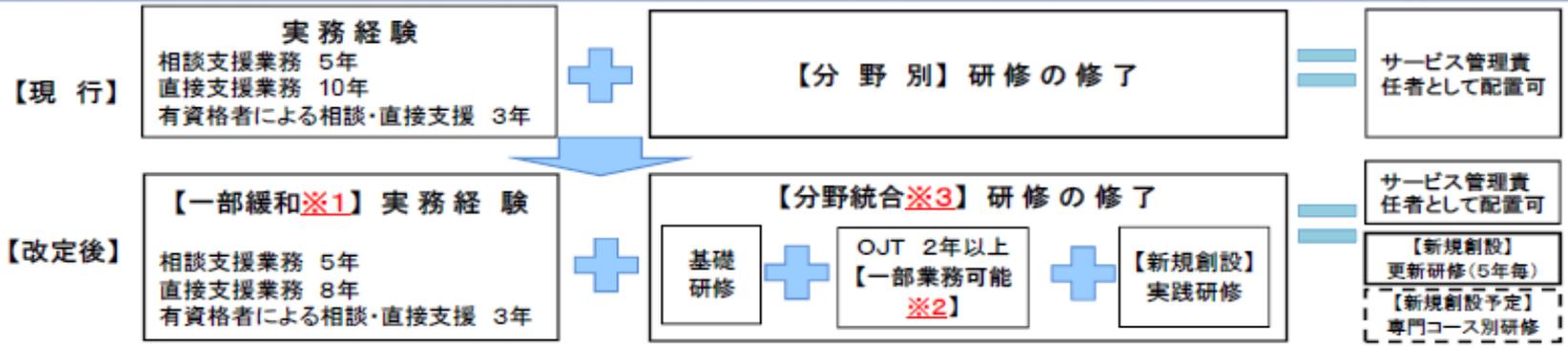
- 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上(※1)児童福祉事業(※2)に従事したものの
- 9 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- 10 3年以上(※3)児童福祉事業(※2)に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

【Point】

- ※1 2年以上とは、業務に従事した経験が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して360日以上であることをいう。
- ※2 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する事業のことをいう。
- ※3 3年以上とは、業務に従事した経験が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して540日以上であることをいう。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件①

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



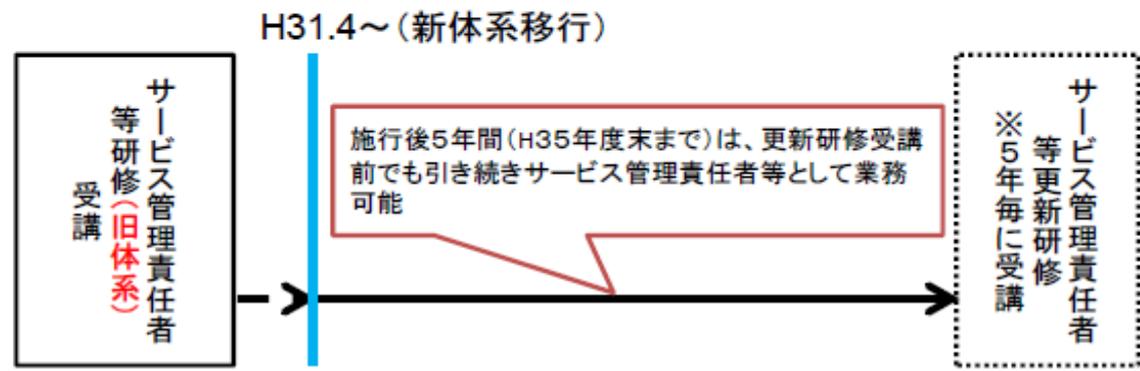
※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

| 見直し内容の詳細 (H31.4～) | |
|---|---|
| 【現行】 | 【改定後】 |
| <p>※1 実務経験の一部緩和</p> <p>直接支援業務 10年</p> <p>実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年</p> | <p>直接支援業務 8年</p> <p>※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。</p> <p>基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講</p> <p>【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後) ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年</p> |
| <p>※2 配置時の取扱いの緩和</p> <p>研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p> | <p>既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。</p> |
| <p>※3 研修分野統合による緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○ 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可 | <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○ 他分野に従事する際の再受講は必要なし <p>※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。</p> |

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件②

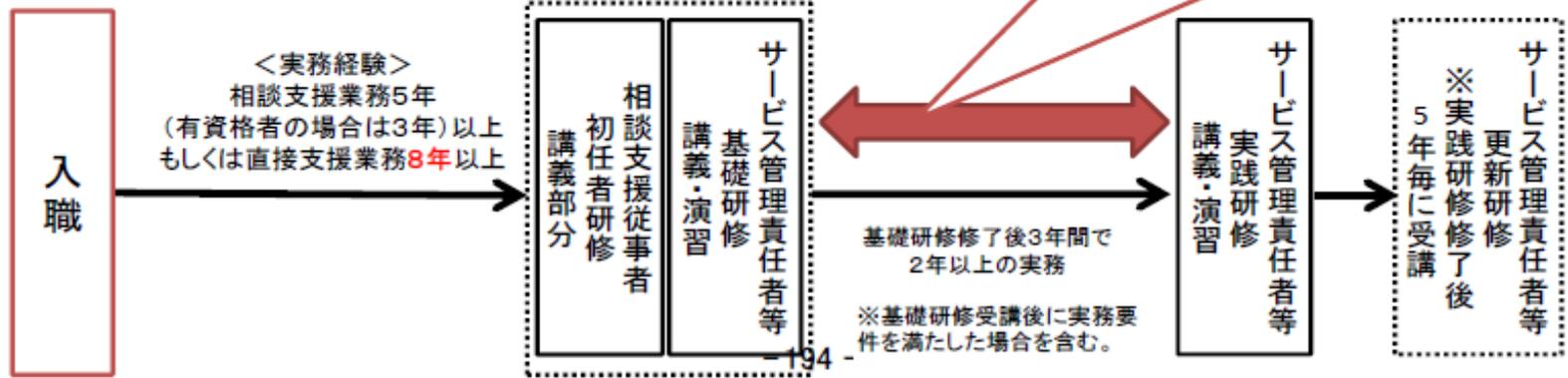
サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

① 現行研修受講済みの者について



② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※H31～33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。



関係資料7

児童発達支援管理責任者の不在

●新規の利用は？

→ 個別支援計画の作成等ができないため、新規の利用者の受入れは控える。

●個別支援計画の見直しは？

→ 個別支援計画の作成は児童発達支援管理責任者が行うため、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、個別支援計画未作成減算となる。

- ・減算が適用される月から3月未満の月 基本単位数の70%を算定
- ・減算が適用される月から連続して3月以上の月 基本単位数の50%を算定

●基本報酬は？

→ 人員基準を満たしていない月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、児童発達支援管理責任者欠如減算となる。

- ・減算が適用される月から5月未満の月 基本単位数の70%を算定
- ・減算が適用される月から連続して5月以上の月 基本単位数の50%を算定

●事業所の運営は？

→ 長期間にわたる場合は、休止や廃止も検討する。

児発管が不在となった場合、
速やかに 障害福祉課に連絡
するとともに、必要な届出を行
うこと！

支援の単位ごとの考え方(1)

障害児通所支援の単位ごとの人員配置の考え方

障害児通所支援の人員配置については、サービス提供単位等に応じて必要数が違ってくるため留意すること。

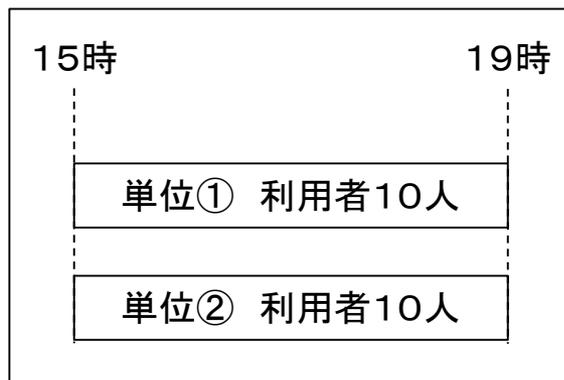
【例1】 同一日の同一時間帯に1つの単位を設定 → 定員:10名



【単位①】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のいずれか2人以上(うち、1人は常勤)
- ・2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

【例2】 同一日の同一時間帯に2つの単位を設定 → 定員:20名



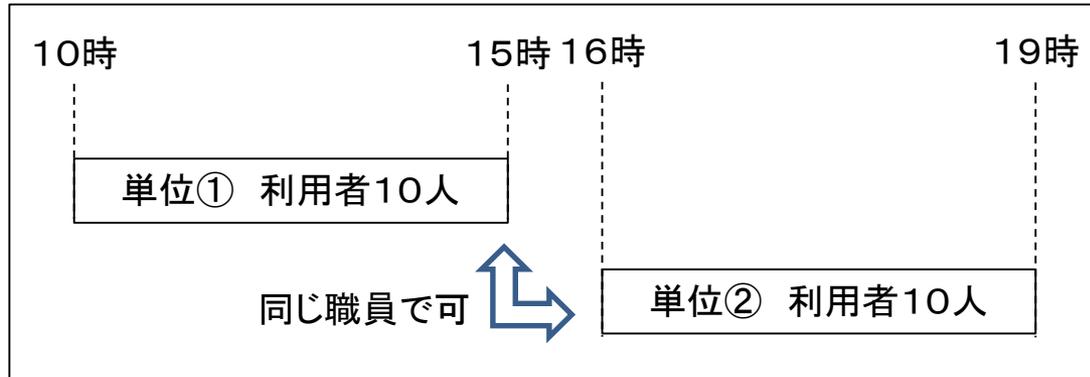
【単位①、②】

- ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 = 単位ごとに2人以上(単位ごとに1人以上は常勤)
- ・各単位の2人のうち、どちらか1人は児童指導員又は保育士

↓
合計4人以上(常勤は、2人以上)

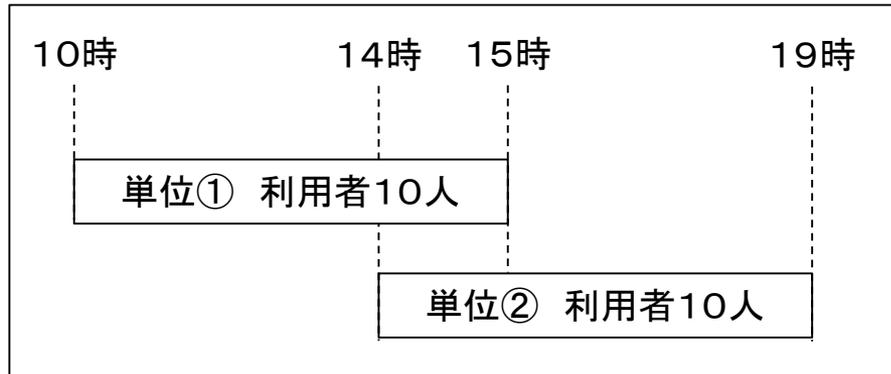
支援の単位ごとの考え方(2)

【例3】 同一日に時間帯を分けて2つの単位を設定 定員:20名



【単位① & 単位②】
⇒ 【例1】と同じ

【例4】 同一日に一部の時間帯が重複している2つの単位を設定 定員:20名



- サービス提供時間が重複する時間帯
14時～15時 → 【例2】と同じ
- サービス提供時間が重複しない時間帯
10時～14時 → 【例1】と同じ。
15時～19時

【Point】サービス提供の単位ごとに常勤職員を配置する必要がある。

設備基準

| | |
|-----------|---|
| 指導訓練室 | <ul style="list-style-type: none">・訓練に必要な機械器具等を備えること・支援に支障ない広さを有すること (障害児1人あたり2.47㎡以上が望ましい) |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none">・利用者の特性に応じたものであること |
| 洗面所 | <ul style="list-style-type: none">・手指を洗浄する設備等を備えること・障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じること |
| 相談室(望ましい) | <ul style="list-style-type: none">・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること・室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けることが望ましい |
| 静養室(望ましい) | |

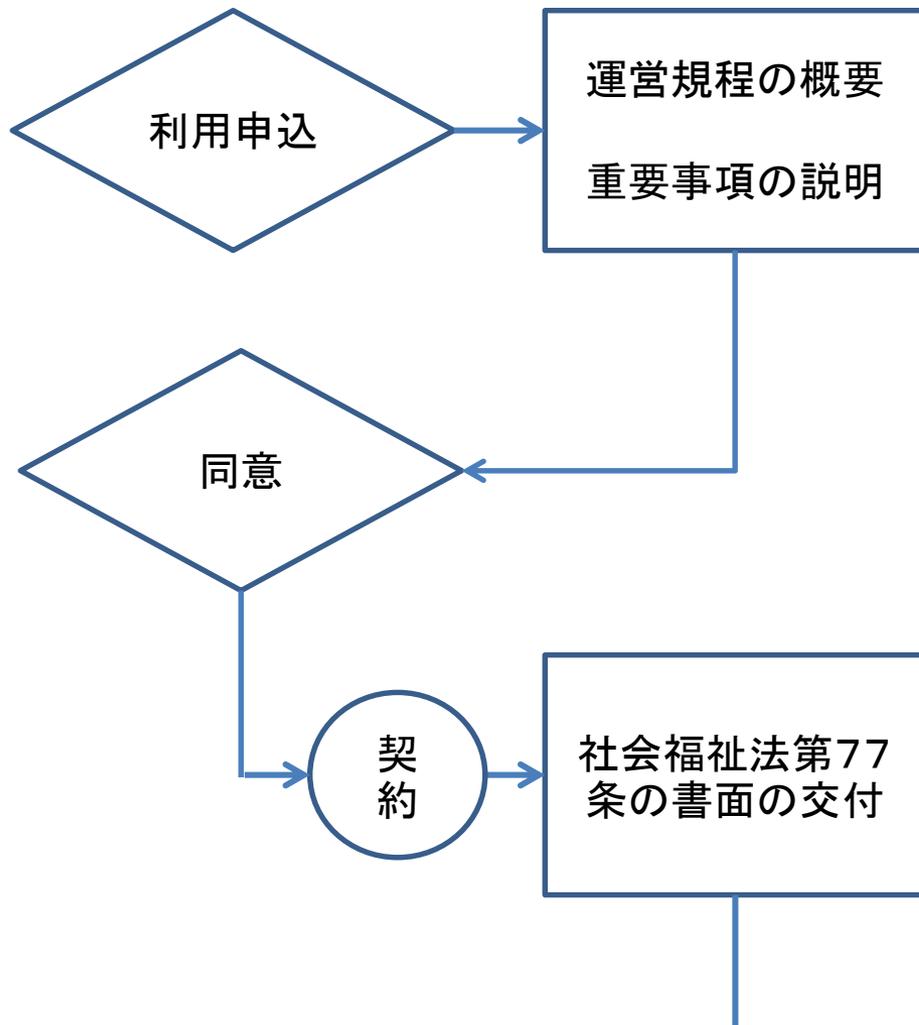
※**所轄消防署に相談**のうえ、必要な消防設備等設置すること。

※**建築基準法上の必要な手続**(用途変更等)も確認すること。

利用の流れ(1)

通所給付
決定保護者

事業者



<内容及び手続の説明>

- ・障害の特性に応じた適切な配慮(ルビ版、拡大文字版、点字版、テープ版など)を行うこと
- ・運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項の説明
- ・利用申込者が施設を選択するためにわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること
- ・双方の保護の立場から書面によって確認すること
- ・利用申込者の同意を得ること

<記載事項>

- ① 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 提供するサービス内容
- ③ 利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービス提供開始年月日
- ⑤ 苦情受付窓口

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 27第12号)

利用の流れ(2)

通所給付
決定保護者

事業者

受給資格の確認
受給者証への
記載

市町村への報告

<受給者証記載事項>

- ①事業者の名称
 - ②事業所の名称
 - ③サービス内容
 - ④契約支給量
 - ⑤契約日、契約終了年月日等
- ※契約支給量の総量は通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない

<市町村への報告事項>

- ・通所受給者証記載事項
- ・その他必要な事項

(六)

| 番号 | 障害児通所支援事業者記入欄 | | |
|----|---------------------|----------|--------|
| | 事業者及びその事業所の名称 | | |
| | 支援の内容 | | 事業者確認印 |
| 1 | 契約支給量 | | |
| | 契約日 | 平成 年 月 日 | |
| | 当該契約の支給量による支援提供終了日 | 平成 年 月 日 | 事業者確認印 |
| | 支援提供終了月中の終了日までの既提供量 | | |

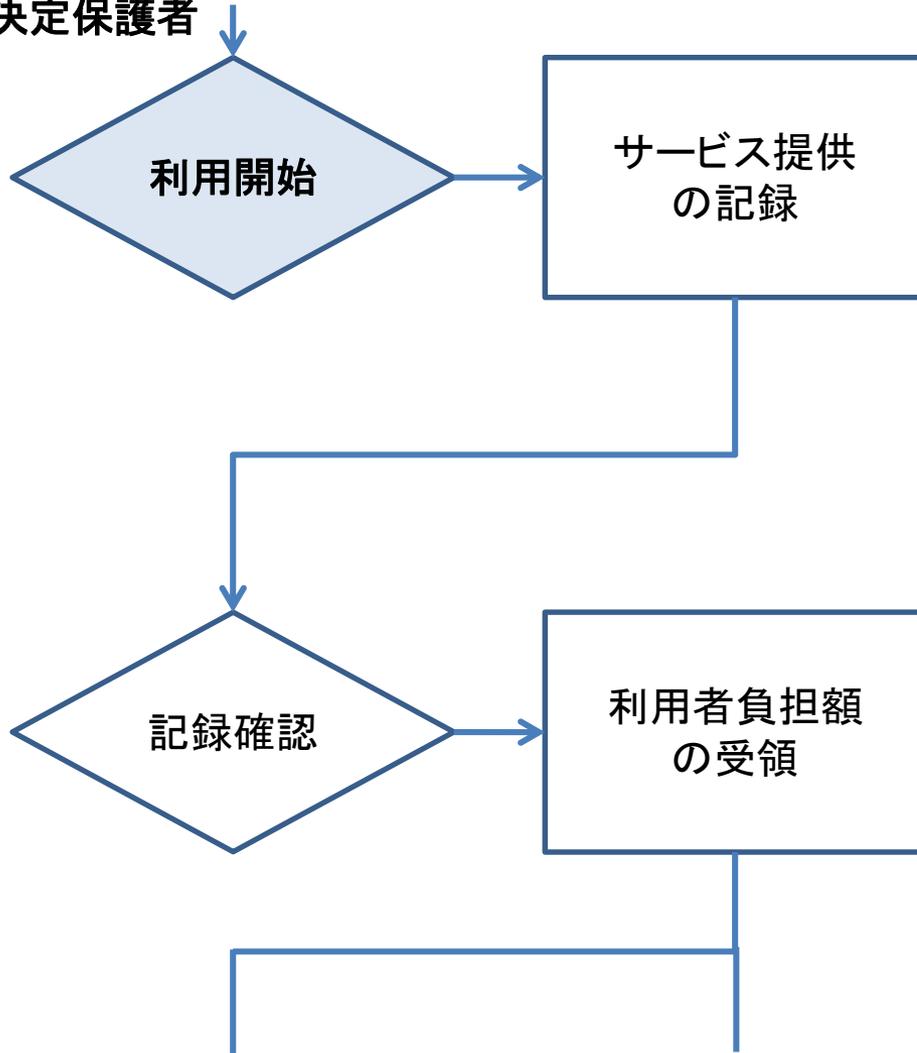
●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330第12号) ²⁸

利用の流れ(3)

通所給付
決定保護者

事業者



<サービス提供の記録>

- ・サービスを提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。
- ・提供記録について、指定放課後等デイサービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から通所給付決定保護者から確認を得なければならない。

<利用者負担額の受領>

- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- ・その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。
- ・これらの支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発033029第12号)

利用の流れ(4)

通所給付
決定保護者

事業者

領収証
の受領

障害児通所給付
費の額の通知

通知
の受領

<障害児通所給付費の額の通知>

- ・法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
(通所給付決定保護者に対し、書面にて交付する)

【法定代理受領を行わない場合】

- ・サービスを提供した際は利用者負担額の支払いを受けなければならない。
- ・利用者負担額のほか、指定通所支援費用基準額の支払を受ける。
- ・日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けるものとする。
- ・支払を受けた場合は、領収証を交付しなければならない。
- ・あらかじめサービス内容及び費用について、説明を行い通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
- ・指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならない。

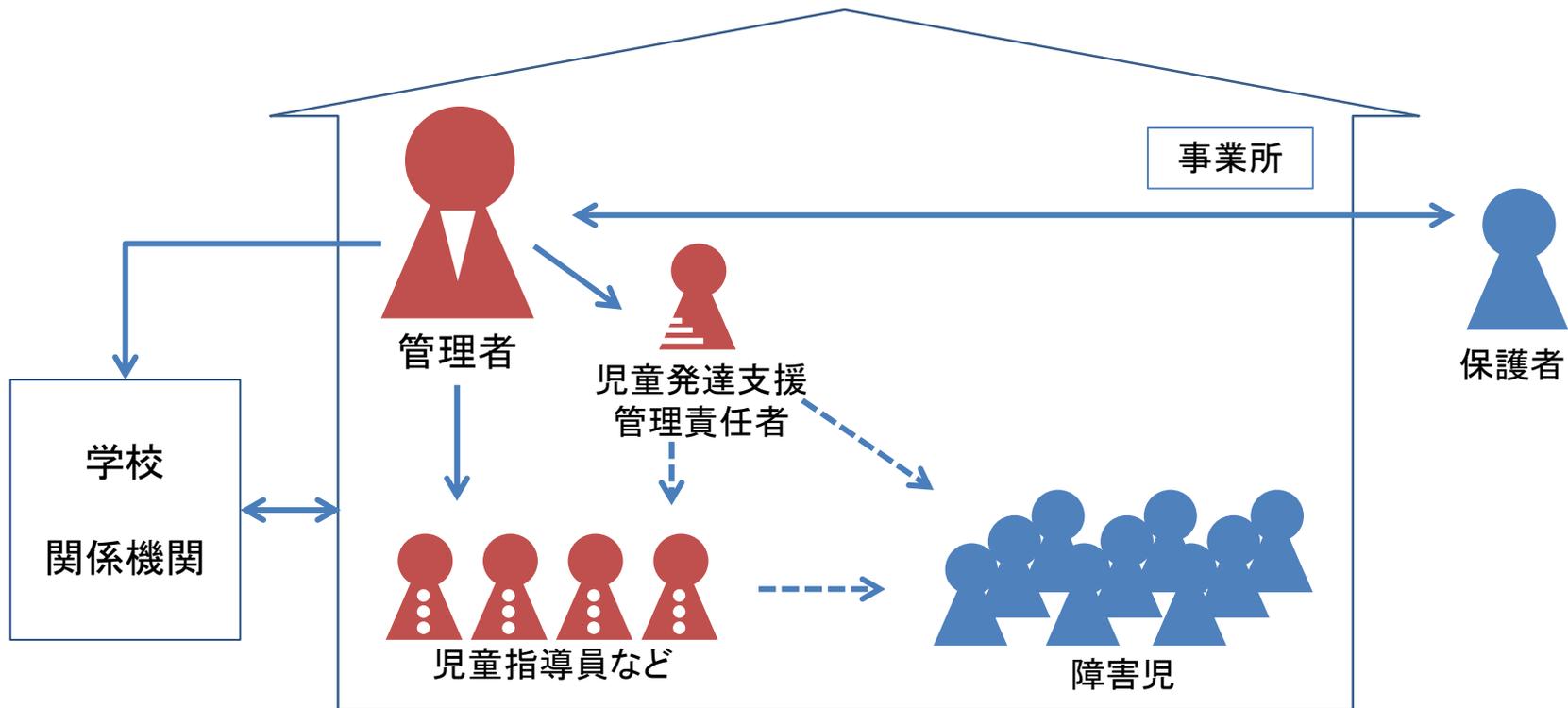
●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年厚生労働省通知障発0330 30第12号)

管理者の役割

管理者に求められるもの

- ・放課後等デイサービスの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進めること。
- ・児童発達支援管理責任者及び従業員の意識形成や効率的な配置
- ・学校や地域の関係機関、団体との連携
- ・事業所が提供する放課後等デイサービスの質の評価及び改善を図ること。



●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

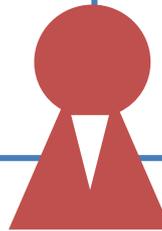
管理者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・適切な職員配置、設備等の整備
- ・適切な利用定員の設定
- ・提供するサービスの質の評価と改善
- ・コミュニケーションの活性化等
- ・障害児(保護者)の意向等の把握
- ・従業者等の知識・技術の向上
- ・関係機関・団体や家族との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



管理者

- ・保護者や市町村への契約支給量の報告等
- ・提供の拒否の禁止
- ・サービス提供困難時の対応
- ・利用者負担額の受領及び管理
- ・通所給付費の額に係る通知等
- ・記録の整備、保管

- ・運営規程の周知
- ・支援利用申込時の説明
- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決
- ・情報の提供等
- ・地域との連携等

事業所運営等

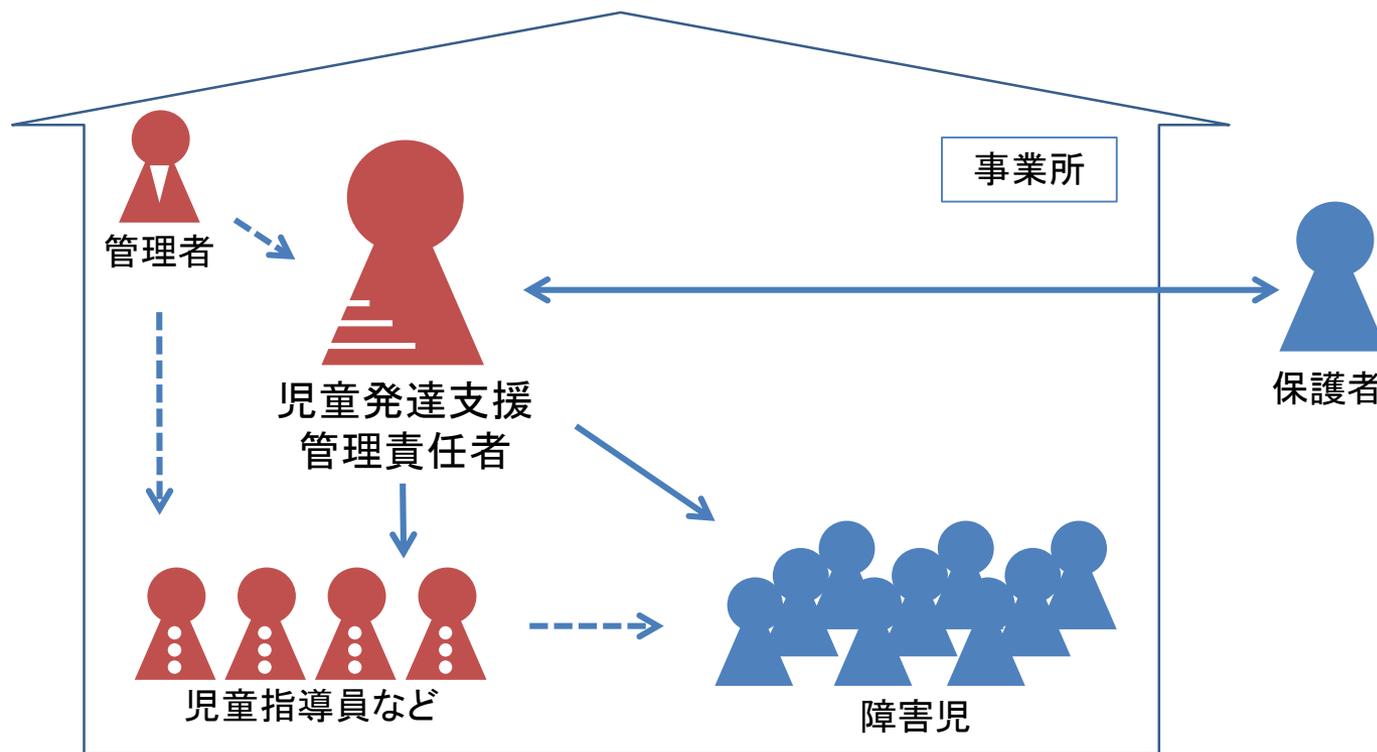
障害児(保護者)に対する説明責任

- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者に求められるもの

- ・利用する障害児と保護者のニーズの適切な把握及び放課後等デイサービス計画の作成
- ・全ての従業者が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行えるよう調整
- ・提供される支援のプロセスの管理及び客観的な評価



●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

児童発達支援管理責任者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・障害児(保護者)のアセスメント
- ・障害児(保護者)との面接
- ・個別支援計画の作成
- ・個別支援計画作成に係る会議運営
- ・障害児(保護者)に対する個別支援計画の説明と交付
- ・個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ・定期的なモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更・修正
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・従業者への技術的な指導と助言
- ・自らの知識・技術の向上
- ・支援内容に関連する関係機関との連携

【Point】個別支援計画は、少なくとも6ヶ月に1回以上見直すこと

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



児童発達支援
管理責任者

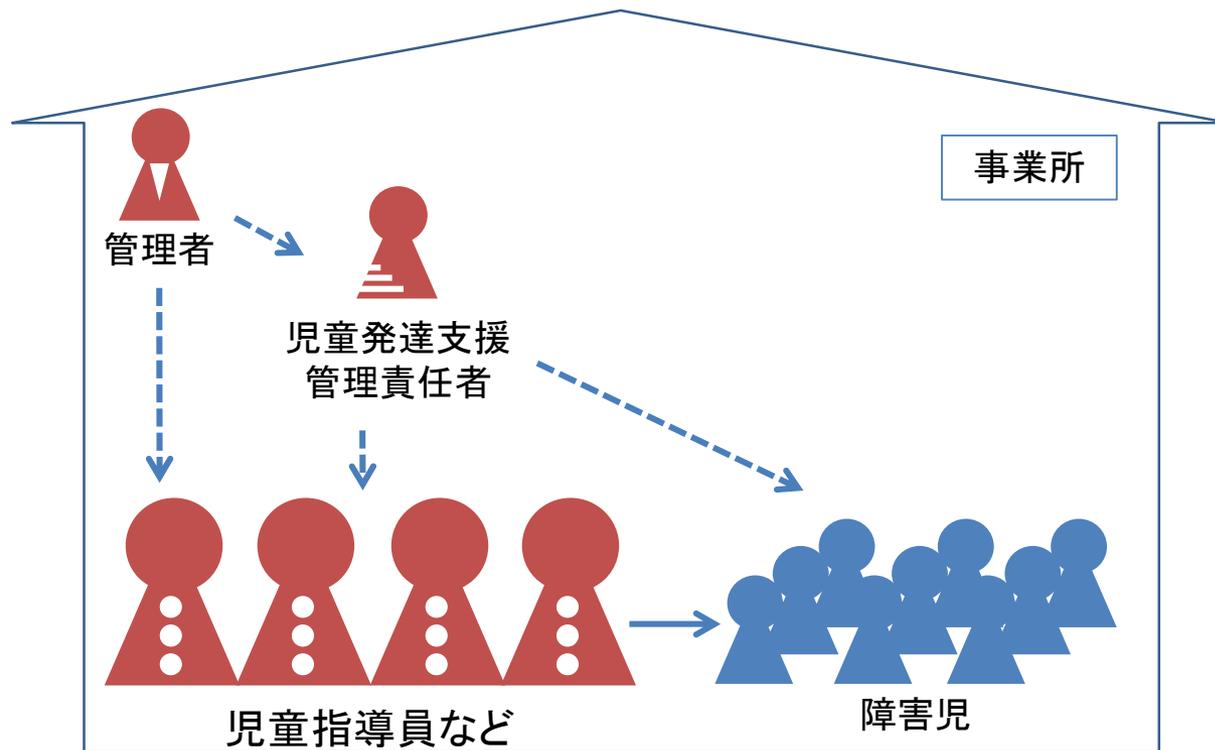
- ・運営規程、個別支援計画の説明
- ・支援利用申込時・変更時の説明
- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決
- ・情報の提供等
- ・地域との連携等

障害児(保護者)に対する説明責任

従業者の役割

従業者に求められるもの

- ・放課後等デイサービス計画に基づき、子どもの心身の状況に応じ、適切な技術を持って支援を行う。



●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

従業者の主な業務内容

適切な支援の提供と質の向上

- ・個別支援計画の理解
- ・従業者間での意思の疎通
- ・従業者間での支援内容の共有
- ・支援提供に際しての工夫
- ・支援提供記録の作成
- ・研修受講等による知識・技術の向上
- ・業務改善サイクルへの積極的関与
- ・支援内容に関連する関係機関との連携

緊急時の対応と法令遵守

- ・緊急時、事故発生時の対応
- ・非常災害対策、防犯対策
- ・虐待防止の取組
- ・身体拘束への対応
- ・衛生管理、健康管理
- ・安全確保
- ・秘密保持



児童指導員
など

- ・障害児(保護者)の相談及び援助
- ・苦情解決

障害児(保護者)に対する説明責任

- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

質の評価及び改善・公表

■質の評価及び改善、公表(条例第72条において準用する第27条(抜粋))

- 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善の内容を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら自己評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 1 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 2 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 3 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 4 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 5 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 7 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。



質の評価及び改善に当たっては、**放課後等デイサービスガイドライン**を参考にすることが望ましい。

勤務体制の確保・揭示

■勤務体制の確保等(条例第72条において準用する第39条)(抜粋)

指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。



- ・勤務予定表が事業所ごとに作成されている。
- ・月ごとの勤務表に、勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が記載されている。
- ・研修が計画されている。
- ・研修の実施記録が保管されている。
- ・人員基準が満たされているか確認している。

■揭示(条例第72条において準用する第44条)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

定員の遵守

■定員の遵守(条例第72条において準用する第40条)

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。



利用定員を超えた障害児の受入れを原則禁止とするもの。

【Point】「利用定員」とは1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数。

○「減算にならない範囲なら受入れが可能」という考え方は間違い。

- ・減算は、通所給付費についての考え方である。
- ・定員超過は、指定基準にある「定員の遵守」に違反。



適正な運営を行うには・・・

利用定員内での受入れを行う or 必要であれば利用定員の変更を行う。

【Check】定員数を増加する場合は、変更届ではなく指定の変更申請が必要。

非常災害対策

■非常災害対策(条例第72条において準用する第41条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備※1を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画※2を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※1 消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

※2 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画。消防計画の策定・消防業務の実施は消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。



- 台風の接近等により危険が見込まれ、特に教育委員会や学校が休校や下校時刻を早める等の判断を発表した場合には、子どもの安全確保のために状況に応じて休所とする等適切な対応をすること。
- 障害種別や障害特性ごとの災害時対応について理解しておき、子どもごとの個別支援計画に災害時の対応について記載することも考慮する。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携体制を構築すること。

【Check】市町村地域防災計画に定められた、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の「要配慮者利用施設」の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務付けられた。(水防法、土砂災害防止法)

●岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)

●放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)

●消防法(昭和23年法律第186号) ●消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

利用者の安全の確保について

■ 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

(平成28年7月26日厚生労働省通知抜粋)

- ・ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
- ・ 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
- ・ 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

衛生管理等

■衛生管理等(条例第72条において準用する第42条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



○従業者が感染源になることを予防し、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の備品を備えるなどの対策を講じること。

【Point】必要に応じ保健所の助言、指導を求めること。

○インフルエンザ等感染症により集団感染のおそれがある場合、特に教育委員会や学校が休校を発表した場合は、子どもの安全確保のため、休所とする等適切に対処すること。

【Point】保護者、学校等関係機関・団体との連携体制を構築すること。

身体的拘束等の禁止

■身体的拘束等の禁止(条例第72条において準用する第45条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(身体的拘束とは)

- ・従業者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限すること
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離すること 等



緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。

- ・「**切迫性**」、「**非代替性**」、「**一時性**」が要件。
- ・代替性がないか慎重に検討し、組織的に決定する必要がある。
- ・個別支援計画に身体的拘束が必要となる状況・態様・時間等を記載し、障害児(保護者)に事前に十分説明し、了解を得る必要がある。
- ・身体的拘束を行った場合は、必要な事項を記録する。記録がない場合は、**運営基準違反**及び**身体拘束廃止未実施減算の対象**となる。

虐待等の禁止(1)

■虐待等の禁止(条例第72条において準用する第46条)

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の従業者に、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をさせてはならない。

(児童虐待の定義)

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



何人も児童に対し虐待をしてはならない。

虐待等の禁止(2)

■虐待の防止のための措置

- ・虐待防止に関する責任者を設置しているか。
- ・県などが実施している「障害者虐待防止・権利擁護研修」などに参加しているか。
- ・従業者への虐待防止研修を行っているか。
- ・密室化した場所を作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施しているか。
- ・毎月、虐待防止チェックリストなどで虐待を行っていないなど確認を行っているか。
- ・従業者、利用者、家族など第三者も含めた通報体制など情報伝達体制が整備されているか。
- ・市町村等への通報体制が整備されているか。



(従業者等、保護者からの)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合・・・

○障害者虐待防止法、児童虐待防止法に規定されている通報義務に基づき、通所給付決定をした市町村等に通報すること。

○通報することなく、事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと、通報義務違反となるため、必ず行政と連携して対応すること。

-
- 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第82号)
 - 放課後等デイサービスガイドラインについて(平成27年4月1日障発0401第2号)
 - 児童虐待防止法(平成12年法律第82号) ●障害者虐待防止法(平成23年法律第79号)

虐待等の禁止(3)

■障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成30年6月） （厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室）

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト
施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C：職員セルフチェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

| 《チェック項目》 | チェック欄 |
|---|--|
| 1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |
| 8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。 | <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていな |

秘密保持等

■秘密保持等(条例第72条において準用する第48条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、従業者若しくは管理者又は従業者若しくは管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。



- 従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
- 関係機関・団体に障害児(保護者)の情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておくこと。
- ホームページや会報等に写真・氏名を掲載する場合も保護者の許諾を得ること。

苦情への対応

■苦情への対応等(条例第72条において準用する第51条(抜粋))

- 1 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。



○苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取り組みを行う必要がある。

事故発生時の対応(1)

■事故発生時の対応(条例第72条において準用する第53条)

- 1 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【Point】

- ① 事故発生時の対応方法をあらかじめ定めておく。
- ② 事故・ヒヤリハット事例等の収集、分析、記録の整備、従業者間での共有。
- ③ 再発防止の取組み。
- ④ 当該障害児の家族等への連絡及び県、市町村への報告。
- ⑤ 室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行い危険を排除。

事故発生時の対応(2)

事業所等において、事故・事件、食中毒・感染症、送迎車の交通事故などが発生した場合には、速やかに家族及び関係機関(消防署、警察署、市町村など)に連絡するとともに、**県の所管の現地機関又は関係市町村担当課に対し報告すること。特に、死亡事故が発生した場合は速やかに報告すること。**

※岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル(HP)参照

☆連絡先☆

※岐阜県指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領(HP)参照

| 事務所名 | TEL | FAX |
|------------|--------------|--------------|
| 西濃県事務所 福祉課 | 0584-73-1111 | 0584-73-3524 |
| 揖斐県事務所 福祉課 | 0585-23-1111 | 0585-22-1829 |
| 可茂県事務所 福祉課 | 0574-25-3111 | 0574-25-6646 |
| 中濃県事務所 福祉課 | 0575-33-4011 | 0575-35-1492 |
| 東濃県事務所 福祉課 | 0572-23-1111 | 0572-25-0079 |
| 恵那県事務所 福祉課 | 0573-26-1111 | 0573-25-7129 |
| 飛騨県事務所 福祉課 | 0577-33-1111 | 0577-33-1085 |
| 岐阜地域福祉事務所 | 058-272-1111 | 058-278-3526 |

事故発生時の対応(3)

1. 事故に対応する際の基本姿勢

利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想で処理していく姿勢が基本。施設に事故責任がある、ないということよりも、まずは誠意ある態度で臨むことが必要。

2. 事故対応の原則

(1) 個人プレーでなく組織として対応

(2) 事実を踏まえた対応

(3) 窓口を一本化した対応

- ・当事者としての意識を持って一体的な対応をすること。
- ・事実を正確に整理、調査し、経過の正確な記録を行うこと。

3. 事故対応のフロー

(1) 事実の把握と家族等への十分な説明

(2) 改善策の検討と実践

(3) 誠意ある対応

- ・往々にして「簡単に謝罪してはならない」と言われるが、有責無責にかかわらず、迷惑や苦痛をかけた事については誠意ある対応をすること。
- ・「謝罪の意すら示さない」と感情を損ね、訴訟に発展するケースもあり得る。

記録の整備(1)

■記録の整備(条例第72条において準用する第55条)

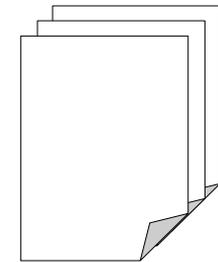
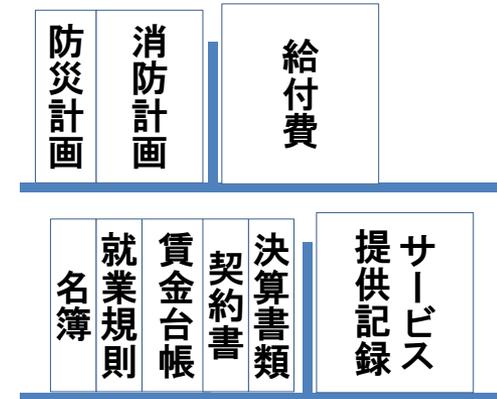
- 1 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。
 - 一 第22条第1項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
 - 二 児童発達支援計画
 - 三 第36条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 第45条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
 - 五 第51条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 第53条第2項の規定による事故の状況及びに事故に際して採った処置についての記録

【Point】児童の支援に関する諸記録は少なくとも5年以上保存すること。

記録の整備(2)

■想定される保管すべき書類

- ①従業者名簿、勤務記録、従業者の資格証の写し
- ②就業規則
- ③設備、備品記録
- ④法人決算書類
- ⑤消防計画、防災計画
- ⑥個別支援計画及び計画作成の記録
- ⑦サービス提供の記録
- ⑧通所給付決定保護者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑨障害児通所給付費の請求に関する書類、利用者負担額の受領に関する書類
- ⑩身体拘束等の記録
- ⑪苦情の内容等の記録
- ⑫事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑬加算等に関係する諸記録
- ⑭運営規程
- ⑮指定申請書
- ⑯変更届
- ⑰障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出
- ⑱県、市町村等への報告書類

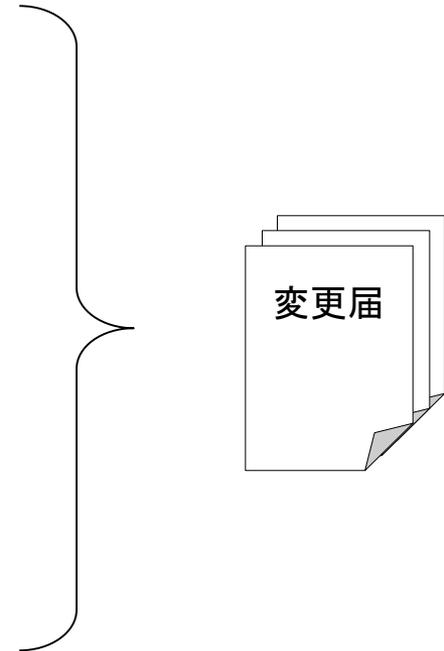


4. 変更届等について

変更届について

■下記の事項について変更があった場合は、**変更の事実が生じてから10日以内に変更届を提出すること。**(詳細は「指定障害児通所支援事業等の申請手続き等について」参照)

- ①事業所の名称
- ②事業所の所在地
- ③申請者の名称
- ④申請者の主たる事務所の所在地
- ⑤申請者の代表者の氏名、住所等
- ⑥登記事項証明書又は条例等
- ⑦事業所の平面図及び設備の概要
- ⑧事業所の管理者の氏名、住所等
- ⑨事業所の児童発達支援管理責任者の氏名、住所等
- ⑩主たる対象者
- ⑪運営規程
- ⑫協力医療機関の名称、診療科名等



- 【 Check 】**・変更届に添付すべき書類が不足している場合、届出として成立していないため受理できない。
・添付書類の様式が更新されている場合、提出時に注意する必要がある。

変更届の必要書類(1)

変更届出書
 (第15号様式の13)
 +
添付書類 ⇒
 +
**障害児通所支援事業等
 開始・変更届出書**
 (第15号様式の16)
 (※ 開始届で届け出た事項に変更
 が生じた場合に限る。)

| 番号 | 変更の届出を要する事項 | 必要な添付書類(変更後のもの) |
|----|-----------------------------------|--|
| 1. | 事業所(施設)の名称 | 付表(該当するサービスのもの) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) |
| 2. | 事業所(施設)の所在地(設置の場所) | 付表(該当するサービスのもの) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) 事業所・施設の平面図(参考様式1) 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式2) 事業所の外観及び内部の写真 事業所の位置図 建物賃貸借契約書の写し(要原本証明) 指定基準等チェックリスト 事業所建物の消防法適合状況を示す書類(「消防用設備等検査済証」又は「消防用設備等点検結果報告書」)の写(※要原本証明) |
| 3. | 申請者(設置者)の名称 | 付表(該当するサービスのもの) 登記事項証明書(写しの場合は要原本証明) 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式) |
| 4. | 申請者(設置者)の主たる事務所の所在地 | 付表(該当するサービスのもの) 登記事項証明書(写しの場合は要原本証明) |
| 5. | 申請者(設置者)の代表者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | 付表(該当するサービスのもの) 登記事項証明書(写しの場合は要原本証明) 誓約書(参考様式8) |
| 6. | 登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) | 付表(該当するサービスのもの) 登記事項証明書(写しの場合は要原本証明) 誓約書(参考様式8)(※役員等に変更がある場合) |
| 7. | 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること | 付表(該当するサービスのもの) 許可証等の写し(要原本証明) |

変更届の必要書類(2)

※ 加算等に関する変更は、「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制に関する届出書」(体制様式)により、届け出ること。

| | | |
|-----|--|---|
| 8. | 事業所(施設)の平面図及び設備の概要。 | 付表 (該当するサービスのもの)。 事業所・施設の平面図(参考様式1)。 事業所の設備・備品等一覧表(参考様式2)。 事業所の外観及び内部の写真。 運賃貸借契約書の写し(要原本証明)。 |
| 9. | 事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴。 | 付表 (該当するサービスのもの)。 管理者の経歴書(参考様式3)。 誓約書(参考様式8)。 勤務形態一覧表(参考様式10)。 組織体制図。 |
| 10. | 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴。 | 付表 (該当するサービスのもの)。 児童発達支援管理責任者の経歴書(参考様式3)。 資格証明書の写し、研修修了証の写し(要原本証明)。 実務経験証明書(参考様式4)。 勤務形態一覧表(参考様式10)。 組織体制図。 |
| 11. | 主たる対象者。 | 付表 (該当するサービスのもの)。 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式)。 主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)。 ※対象を特定する場合のみ。 |
| 12. | 運営規程↓ (定員変更も運営規程の変更になりますが、児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児入所支援の定員増に関しては、変更申請となります。) | 付表 (該当するサービスのもの)。 運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式)。 勤務形態一覧表(参考様式10)※従業員の数や営業日・営業時間、サービス提供日・サービス提供時間に変更がある場合(対象の従業員を有資格者等として配置する場合は、資格証等の写し(要原本証明)を添付)。 組織体制図 ※従業員の数に変更がある場合。 体制等に関する届出書(体制様式) ※従業員の員数変更等に伴い、報酬区分及び加算項目等が変更となる場合。 |
| 13. | 協力医療機関(協力歯科医療機関)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容。 | 付表 (該当するサービスのもの)。 協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容等の分かるもの。 |

変更申請について

■放課後等デイサービス又は児童発達支援の定員を増加させる場合は、変更を希望する1月前までに申請すること（「指定障害児通所支援事業等の申請手続き等について」参照）

＜添付書類＞

- ①指定変更申請書(第15号様式の12の2)
- ②事業所の平面図
- ③事業所の設備・整備等一覧表
- ④運営規程(新旧対照表及び改正後の運営規程一式)
- ⑤事業所の外観及び内部の写真
- ⑥事業所の位置図
- ⑦建物賃貸借契約書等の写し(要原本証明)
- ⑧誓約書
- ⑨勤務形態一覧表、組織体制図
- ⑩変更するサービスの付表
- ⑪障害児通所支援事業等開始・変更届出書
- ⑫障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
(総括表及び該当する別紙を含む)



【 Check 】変更申請に添付すべき書類が不足している場合、申請書として成立していないため受理できない。

廃止・休止・再開、指定更新について

■廃止・休止・再開について

事業を廃止、休止しようとするときは**1月前までに**、休止した事業を再開したときは**10日以内**に、廃止・休止・再開届を提出すること。

【Check】

廃止・休止届に、現に指定通所支援を受けている者に対する対応を図ったことが確認できる資料の提出

- ・ 指定通所支援を受けている障害児、保護者の氏名、連絡先、受給者証番号、引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要な通所支援を継続的に提供する他の指定通所支援事業者の名称

■指定の更新について

指定の有効期間は**6年**。6年ごとに更新を受けなければ、指定の効力を失う。
(詳細は「指定障害児通所支援事業等の指定更新手続き等について」を参照)

【Check】

各事業所にて確認のうえ、更新申請は、余裕をもって行っていただきたい。

実施主体の変更について

■実施主体の変更について

NPO → 一般社団法人、 NPO → 株式会社
株式会社〇〇 → 株式会社△△（名称変更ではなく、法人格を変更する場合）

- ※ **法人格が変更**となる場合、指定を受けている法人の事業所は「**廃止**」の取扱いとなる。速やかに相談すること。
- ※ 補助金を受けている場合、**財産処分の承認**が必要となることがある。協議に時間を要する場合があるため注意すること。

●特定非営利活動法人〇△□→特定非営利活動法人□△〇

単に法人の名称が変更となる場合は、変更届を提出すること。

業務管理体制の届出について(1)

平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、障害児施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

○実施内容の例

研修会の参加、職員研修、サービス実施内容、給付費等の請求等のチェックなど

■届出先

| 事業所等の区分 | 届出先 |
|---|------------------------|
| ① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省(障害保健福祉部企画課監査指導室) |
| ② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村 |
| ③ 上記①～②以外の事業者等 | 岐阜県障害福祉課 事業所指導係 |

【Check】

平成31年4月1日から、事業所が岐阜市内のみに所在する場合は、届出先が岐阜市障がい福祉課に変更した。

●児童福祉法(昭和22年法律第164号)

岐阜県HP: http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_41383.html

業務管理体制の届出について(2)

■届出内容

| 対象 | 届出事項 |
|--------------------|--|
| 全ての事業者等 | 事業者等の名称又は氏名 事業者等の主たる事業所の所在地 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名 |
| | 「法令遵守責任者」※2の氏名、生年月日 |
| 事業所等の数※1が20以上の事業者等 | 上記に加え「法令遵守規程」※3の概要 |
| 事業所等の数が100以上の事業者等 | 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」※4の概要 |

※1 指定を受けたサービス種別ごとに一事業所と数える。

※2 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者

※3 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの

※4 外部監査など



5. 報酬について

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「報酬告示」という。）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年厚生労働省通知障発0330第16号。以下「留意事項通知」という。）
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成30年3月30日厚生労働省事務連絡。以下「平成30年Q&A」という。）
- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡。以下「平成27年Q&A」という。）
- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日厚生労働省事務連絡。以下「平成24年Q&A」という。）

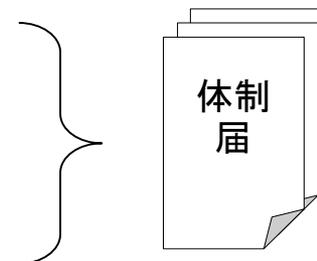
障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出

■報酬の加算等を算定する場合

報酬の算定にあたっては、「(体制様式(総括表))各障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害児通所支援等の提供を行う場合、届け出た体制に変更があった場合、岐阜県知事に届け出る必要があります。

| 届出の内容 | 届出の時期 | 加算の適用月 |
|-----------------------------|--|--------------------------|
| 加算を算定する場合 (単位数が増えるものに限る) | 届出が <u>毎月15日以前</u> になされた場合 | <u>翌月のサービス提供～</u> |
| | 届出が <u>毎月16日以降</u> になされた場合 | <u>翌々月のサービス提供～</u> |
| 加算が算定されなくなる場合 等 | 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合 速やかに | <u>算定されなくなった事実が発生した日</u> |

- ①体制等に関する届出書
- ②体制様式(総括表)
- ③体制様式(別紙1～21のうち当該加算に必要な様式)
- ④必要な添付書類(資格証の写し、勤務形態一覧表 等)



地域区分について

■地域区分

令和元年度の「地域区分」は、以下のとおりとなります。（平成30年度から変更なし）

事業所の所在地がある市町村により、「6級地」「7級地」「その他」のいずれかに該当します。

| 6級地 | 7級地 | その他 |
|-----|-----------------------------|----------|
| 岐阜市 | 大垣市、多治見市、美濃加茂市、 各務原市、可児市 | 左記以外の市町村 |

基本報酬・加算・減算について(1)

事業所の体制に関わる加算・減算については、県に届出(体制届)を行う必要があるので注意してください。

(職員体制の変更により、加算算定に変更がある場合は速やかに届出を！)

| 名 称 | 体制届 | 個別支援計画位置づけ | 保護者の同意等 | 備考 |
|---------------------|-----|------------|---------|---------|
| 【基本報酬】 | ○ | | | R1.10改正 |
| 【減算】 | | | | |
| 1 定員超過利用減算 | ○ | | | |
| 2 人員欠如減算 | ○ | | | |
| 3 放課後等デイサービス計画未作成減算 | | | | |
| 4 自己評価結果等未公表減算 | ○ | | | |
| 5 開所時間減算 | ○ | | | |
| 6 身体拘束廃止未実施減算 | | | | |

基本報酬・加算・減算について(2)

| 名 称 | 体制届 | 個別支援計画位置づけ | 保護者の同意等 | 備考 |
|-----------------|-----|------------|---------|----|
| 【加算】 | | | | |
| 1 児童指導員等配置加算 | ○ | | | |
| 2 児童指導員等加配加算 | ○ | | | |
| 3 看護職員等加配加算 | ○ | | | |
| 4 共生型サービス体制強化加算 | ○ | | | |
| 5 家庭連携加算 | | ○ | ○ | |
| 6 事業所内相談支援加算 | | ○ | ○ | |
| 7 訪問支援特別加算 | | ○ | ○ | |
| 8 利用者負担上限額管理加算 | | | ○ | |
| 9 福祉専門職員等配置加算 | ○ | | | |
| 10 欠席時対応加算 | | | | |
| 11 特別支援加算 | ○ | ○ | ○ | |

基本報酬・加算・減算について(3)

| 名 称 | 体制届 | 個別支援計画位置づけ | 保護者の同意等 | 備考 |
|---------------------|--------------|------------|---------|---------|
| 12 強度行動障害児支援加算 | ○ | | | |
| 13 医療連携体制加算 | | | | |
| 14 送迎加算 | ○ (重心児のみ) | | | |
| 15 延長支援加算 | ○ | ○ | ○ | |
| 16 関係機関連携加算 | | | ○ | |
| 17 保育・教育等移行支援加算 | | | | |
| 18 福祉・介護職員処遇改善加算 | ○ | | | |
| 19 福祉・介護職員処遇改善特別加算 | ○ | | | |
| 20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | ○ | | | R1.10新設 |

基本報酬について(1)

- 基本報酬は、障害児の利用延べ人数に占める指標該当児の割合を算出し、50%以上であれば「区分1」、50%未満であれば「区分2」として分けられる。
- 「授業終了後に行う場合」については、さらにサービスの提供時間(運営規程等に定める標準的なサービス提供時間)により分けられる。

【指標該当児】

障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第2に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの。

| 要件 区分 | 指標該当児等の在籍者数の割合 | 授業終了後に提供するサービスの提供時間 |
|----------|----------------|---------------------|
| 区分1の1 | 50%以上 | 3時間以上 |
| 区分1の2 | | 3時間未満 |
| 区分2の1 | 50%未満 | 3時間以上 |
| 区分2の2 | | 3時間未満 |
| 対象外 | 重症心身障害児、共生型事業所 | |

基本報酬について(2)

■ 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは。(平成27年Q&A問69)

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日
(公立学校においては国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)
- 学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

■ 事業所の中に、休業日に利用している障害児と、授業終了後に利用している障害児がいる場合、報酬はどうなるのか。(平成24年Q&A問88)

- 個々の障害児の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定する。

減算について(1)

1 定員超過利用減算（基本単位数の70%）

※減算の対象になるか否かに関わらず、定員超過にならないようにすること。

| | | |
|----------------|--|--------------------|
| 1日あたりの 利用実績 | 定員50人以下の場合 定員 \times 150/100 を超える場合 | 1日について 全員につき減算 |
| | 定員51人以上の場合 定員 $+$ (定員 - 50) \times 25/100 $+$ 25 を超える場合 | |
| 過去3月間 の利用実績 | 定員11人以下の場合 (定員 $+$ 3) \times 過去3月間の開所日数 を超える場合 | 1月間について 全員につき減算 |
| | 定員12人以上の場合 定員 \times 過去3月間の開所日数 \times 125/100 を超える場合 | |

減算について(2)

2 人員欠如減算

○サービス提供職員欠如減算

| | | |
|--|---------------------|---------------------------------------|
| ・人員基準から1割を超えて減少した場合 | 翌月から解消されるに至った月まで減算 | 減算適用開始月から3月未満 → 基本単位数の70% |
| ・人員基準から1割の範囲内で減少した場合 ・常勤又は専従など員数以外の要件を満たしていない場合 | 翌々月から解消されるに至った月まで減算 | 減算適用開始月から連続して3月以上 → 3月日から基本単位数の50% |

○児童発達支援管理責任者欠如減算

| | |
|---|---------------------------------------|
| 児童発達支援管理責任者が欠如となった 翌々月から解消されるに至った月まで減算 | 減算適用開始月から5月未満 → 基本単位数の70% |
| | 減算適用開始月から連続して5月以上 → 5月日から基本単位数の50% |

減算について(3)

3 放課後等デイサービス計画未作成減算

○放課後等デイサービス計画等の作成が適切に行われていない場合

(1) 児発管による指揮の下、計画等が作成されていないこと

(2) 指定通所基準に規定する計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

放課後等デイサービス計画が適切に作成されていない当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算

3月未満の場合

→ 基本単位数の70%

連続して3月以上の場合

→ 3月日から基本単位数の50%

4 自己評価結果等未公表減算(基本単位数の85%) ※平成31年度から適用開始

○質の評価及び改善の内容(「自己評価結果等」)について、その公表が適切に行われていない場合に適用。

○公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。

○自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算。

減算について(4)

5 開所時間減算

| | | |
|---|------------|-----------|
| 学校休業日において、 運営規程等に定める営業時間(送迎のみを行う時間を除く。サービス提供時間)が6時間未満の場合 | 4時間未満 | 基本単位数の70% |
| | 4時間以上6時間未満 | 基本単位数の85% |

※放課後等デイサービスを「授業終了後」に行う場合は、開所時間減算の対象外。

6 身体拘束廃止未実施減算(基本単位数の95%)

- 身体拘束等に係る記録を行っていないことに対する減算であり、事業所において身体拘束等が行われていたことに対する減算ではない。
- 身体拘束等に係る記録を行っていない**事実が生じた翌月から改善が認められた月まで、利用者全員について減算。**
- 事実が生じた場合は、**速やかに改善計画を知事に提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告する。**

■複数の減算事由に該当する場合の取扱い

- ・それぞれの減算割合を乗ずる。
- ・定員超過利用と人員欠如の双方に該当する場合は、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。(減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方のみ減算)

加算について(1)

1 児童指導員等配置加算(有資格者配置) (重心児は加算対象外)

- 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数のうち、**1以上**が、児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であること。 ※ 研修修了者 = 児童指導員ではない。
- 上記「**1以上**」とは、**支援の時間帯を通じて** 1人以上を配置しているものとして県に届け出た場合に算定することができる。(平成27年Q&A問60)

2 児童指導員等加配加算

- 算定対象の区分

| | |
|------------------|---|
| 理学療法士等 (専門職員) | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 |
| 児童指導員等 | 児童指導員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した障害福祉サービス経験者又は指導員 |
| その他従業者 | 障害福祉サービス経験者又は指導員(児童指導員等に該当する者を除く) |

加算について(2)

2 児童指導員等加配加算

<児童指導員等加配加算(Ⅰ)>

- 重症心身障害児以外を対象とする場合は、以下の(ア)～(ウ)のいずれも満たすこと。
 - (ア) 児童指導員等配置加算を算定していること。
 - (イ) 給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算による算定)していること。
 - (ウ) 理学療法士等又は児童指導員等を算定する場合は、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2人以上配置(常勤換算による算定)していること。

- 重症心身障害児を対象とする場合は、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算による算定)していること。

- 共生型事業所は、算定不可。

加算について(3)

2 児童指導員等加配加算

<児童指導員等加配加算(Ⅱ)>

- 重症心身障害児以外を対象とする場合に、以下の(ア)～(ウ)のいずれも満たすこと。
 - (ア) 障害児状態等区分が区分1(指標該当児等の割合が50%以上)であること。
 - (イ) 給付費の算定に必要な従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)の要件を満たしたうえで、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1人以上配置(常勤換算による算定)していること。
 - (ウ) 理学療法士等又は児童指導員等を算定する場合は、給付費の算定に必要な従業者の員数と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2人以上配置(常勤換算による算定)していること。

- 放課後等デイサービス計画を作成していない場合(放課後等デイサービス計画未作成減算の適用となっている場合)は、算定不可。

- 重症心身障害児を対象とする場合は、算定不可。

加算について(4)

3 看護職員加配加算

○共通の算定要件

医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。

○区分ごとの算定要件

(Ⅰ) 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置(常勤換算による算定)していること。

+

<重症心身障害児の場合>

医療的ケアに関する判定スコアが8点以上の障害児の数(定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1名で2名分として算定)が5以上であること。

<重症心身障害児以外の場合>

医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であること。

(Ⅱ) 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置(常勤換算による算定)していること。

+

<重症心身障害児の場合>

医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であること。

<重症心身障害児以外の場合>

医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であること。

加算について(5)

(Ⅲ) 放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置(常勤換算による算定)していること。

+

<重症心身障害児以外の場合>

医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上であること。

※重症心身障害児の場合は算定不可

4 共生型サービス体制強化加算

- 共生型放課後等デイサービス事業所において、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っている場合に加算。

5 家庭連携加算

- 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅等を訪問して、障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として加算。

加算について(6)

6 事業所内相談支援加算

- 放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として加算。
- 以下の(ア)又は(イ)に該当する場合は、算定不可。
 - (ア)相談援助が30分に満たない場合
 - (イ)当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合
- 相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録をすること。
- 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

【Check】

- ・相談援助については、障害児本人が同席することが好ましいが、障害児本人が別室で支援の提供を受けている間に効率的に相談支援を行うために障害児が支援を受けている時間帯であっても算定可能。なお、この場合、相談支援を行う職員以外で支援の単位ごとに必要な従業者及び員数を満たす必要がある。(平成30年Q&A問108)

加算について(7)

7 訪問支援特別加算

- 概ね3ヶ月以上継続的に事業所を利用していた障害児が、連続して5日間利用しなかった場合に、**放課後等デイサービス計画に基づき**、あらかじめ**保護者の同意を得て**、障害児の居宅を訪問して、相談援助等を行った場合に、**1月に2回を限度として**加算。
- 所要時間については、実際に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に基づいて行われるべき支援等に要する標準的な時間に基づき算定すること。
- 1月に2回算定する場合は、この加算の算定後又は事業所の利用後、再度5日間以上連続して事業所の利用がなかった場合にのみ対象となる。

8 利用者負担上限額管理加算

- 事業所が**保護者から依頼を受け**、利用負担額合計額の管理を行った場合に加算。
負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは、算定の条件としない。
 - (1) 上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月 ……加算不可
 - (2) 上限額管理事業所及び他事業所を利用した月 ……加算可
 - (3) 上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月 ……加算可
- (平成21.3.12.Q&A問1-8)

加算について(8)

9 福祉専門職員配置等加算

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所等を評価するもの。

| | |
|-----|--|
| I | 常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者の割合が35%以上 |
| II | 常勤の児童指導員又は障害福祉サービス経験者のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者の割合が25%以上 |
| III | 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数）のうち、常勤で配置されている者の割合が75%以上 |
| | 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している者の割合が30%以上 |

- 「3年以上従事」とは、同一法人の経営する他の施設等でサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
- 多機能型事業所については、当該事業所における全ての直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には、全ての障害児に対して加算を算定する。

加算について(9)

10 欠席時対応加算

- 障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、**1月に4回を限度**として加算。
- 利用を中止した日の**前々日、前日又は当日に**中止の連絡があった場合に算定可能。
- 電話等により、障害児の状況を確認し、**相談援助を行う**とともに、その内容を**記録**すること。

【平成30年4月改正】

- 重症心身障害児を支援する事業所において、1月につき事業所を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合は、**重症心身障害児に限り1月に8回を限度**として算定可能。

加算について(10)

11 特別支援加算

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、**看護職員、視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算。**
- 放課後等デイサービス計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(「特別支援計画」)を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。
- 重症心身障害児に対して、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員による訓練を行う場合、児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く)を配置している場合は算定不可。
- 共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型サービス体制強化加算イ又はロを算定していない場合は算定不可。

加算について(11)

12 強度行動障害児支援加算

- 強度の行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に加算。
- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した従業者を支援を行う日に配置することが必要。(常勤職員でなくても可)
- 算定対象となる障害児については、報酬告示に規定する強度行動障害のスコアを用いて、市町村が判断する。(平成30年Q&A問111)

13 医療連携体制加算

| | |
|-----|--|
| I | 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合(障害児1人) |
| II | 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合(障害児2人以上8人以下) |
| III | 看護職員が従事者に喀痰吸引等に係る指導のみを行った場合 |
| IV | 研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合 |
| V | 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して4時間を超えて看護を行った場合(障害児1人) |
| VI | 看護職員が事業所を訪問して障害児に対して4時間を超えて看護を行った場合(障害児2人以上8人以下) |

加算について(12)

13 医療連携体制加算

- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、必要な費用を医療機関に支払うこと。
 - 連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
 - 当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めること。
 - V又はVIの「1日当たりの訪問時間」は、連続した時間ではなく、1日における訪問時間を合算したもの。
 - 重症心身障害児に対する支援を行った場合若しくは看護職員加配加算を算定している場合は算定不可。
- ※ 事業所が看護職員を雇用して配置した場合の取扱いは、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.3)問1、2(平成27年5月19日・厚労省)を参照。

加算について(13)

14 送迎加算

- **居宅又は学校と事業所**との間の送迎を行った場合に加算。なお、事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所まで送迎した場合も算定可能であるが、事前に保護者と合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。
- 利用者や事業所の都合により、これらの場所以外への送迎を行う場合や徒歩による送迎は算定不可。
- 事業所外で支援を行った場合、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定可。
- 重症心身障害児に係る送迎加算は、送迎の際に、運転手に加え直接支援業務に従事する職員を1人以上配置している場合に加算。(平成24年Q&A問110)、(平成27年Q&A問2)

【Check】

- ・障害児(重症心身障害児を除く)に対する当該加算及び看護職員加配加算を算定している事業所において、喀痰吸引等の医療的ケアが必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行った場合は、さらに加算される。
- ・**同一敷地内**の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の**70%を算定**。

加算について(14)

15 延長支援加算

- 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において、支援を行った場合に加算。
- 営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。
- 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、対象となる。
- 延長時間帯に基準として置くべき直接支援業務の従事者を1名以上配置していること。
- 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。
- なお、営業時間については、利用状況を踏まえ適切に設定する必要がある。
例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時から10時の利用はなく、17時以降の利用が多い場合は、営業時間を10時から18時にする等、適正化を図ること。
(平成24年Q&A問103)、(平成27年Q&A問64-66)

16 関係機関連携加算

<関係機関連携加算(Ⅰ)>

障害児が通う小学校その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ**保護者の同意を得て**、当該障害児に係る**放課後等デイサービス計画に関する会議を開催**し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、**1月に1回を限度**として加算。

- 会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
- 複数の事業所等で支援を受けている場合は、事業所間の連携についても留意すること。
- 放課後等デイサービス計画に関する会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。
- 会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、放課後等デイサービス計画に**関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、当該計画を作成又は見直し**をすること。
- 会議又連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の趣旨、及び計画に反映させるべき内容を**記録**すること。
- 共生型放課後等デイサービス事業所において共生型サービス体制強化加算イ又はロを算定していない場合は算定不可。

加算について(16)

16 関係機関連携加算

- 学校等の別機関が実施する会議の参加をもって、会議を開催したものと取り扱うことはできないが、会議の場所は問わないものであり、学校等の会議を活用して、別時間帯に別途会議を設ける等の場合は要件を満たすこととして差し支えない。(平成27年Q&A問67)

<関係機関連携加算(Ⅱ)>

障害児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ**保護者の同意を得て**、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、**1回を限度**として加算。

- 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。
- 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。
- 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。
- 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について**記録**をすること。

加算について(17)

17 保育・教育等移行支援加算

- 移行支援を行ったことにより、事業所を退所して集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、**退所後30日以内に居宅等を訪問**して相談援助を行った場合に、**1回を限度**として加算。
- 退所して病院又は診療所に入院する場合、退所して他の社会福祉施設等に入所する場合、学校へ入学する場合、死亡退所の場合は、算定不可。
- 移行支援及び相談援助を行った場合は、行った日及びその内容の要点に関する**記録**をすること。

加算について(18)

18 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)

次の基準のいずれにも適合していること。

- ① 各年度ごとに賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての福祉・介護職員に周知し、県に届けていること。
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
(経営悪化等により、賃金水準を見直す場合は、県に届けること。)
- ④ 各年度ごとに、実績報告書を県に提出すること。
- ⑤ 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていないこと。
- ⑥ 事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

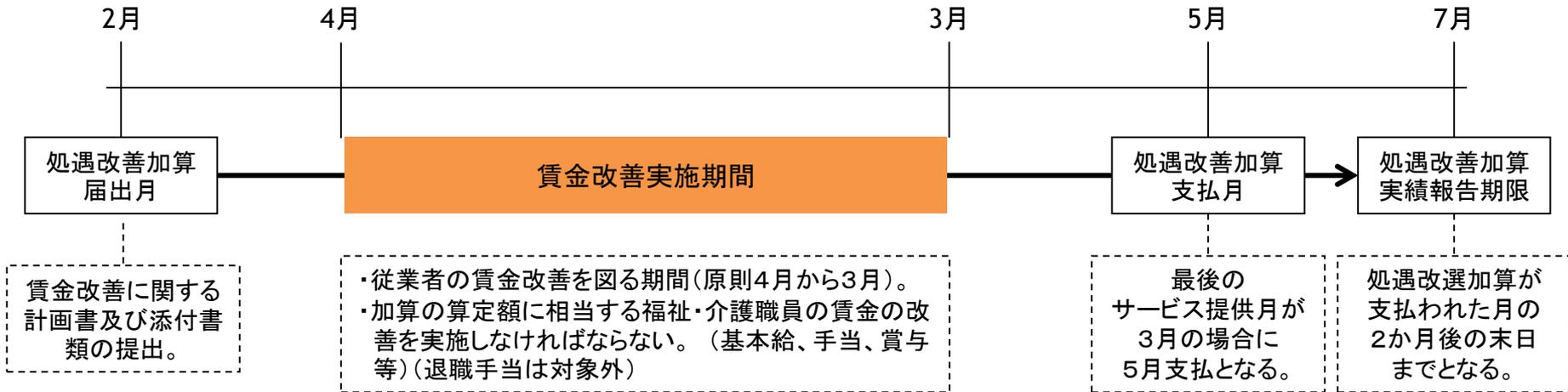
(Ⅰ)～(Ⅳ)については、他に個別要件があります。

「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成31年障障発0326第2号厚生労働省通知)を参照すること。

※福祉・介護職員処遇改善特別加算についても同様。

加算について(19)

■福祉・介護職員処遇改善加算フロー



| 加算算定要件 | 要件を満たさない場合 |
|----------------------|---|
| 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成・提出 | 加算を算定できない。 |
| 賃金改善額 > 加算による収入 | 賃金改善額が加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、 悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還 となる。 |
| 実績報告書の作成・提出 | 指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、 実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還 となる。 |

加算について(20)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

次の基準のいずれにも適合していること。

〈福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)〉

- ① 福祉専門職員配置等加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては、特定事業所加算)を算定していること。
※重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては記載不要。
- ② 現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- ③ 平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること。当該処遇改善について、複数の取組みを行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。
- ④ 特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
※障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

※④については、令和2(2020)年度から算定要件となる。

●報酬告示 ●留意事項通知

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省通知)

加算について(20)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

次の基準のいずれにも適合していること。

〈福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)〉

- ① 現行の福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- ② 実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること。当該処遇改善について、複数の取組みを行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。
- ③ 特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

※障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

※③については、令和2(2020)年度から算定要件となる。

※詳細は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省通知)を参照すること。

●報酬告示 ●留意事項通知

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省通知)

加算について(20)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

賃金改善の対象となるグループは以下の①～③のとおりとする。

① 経験・技能のある障害福祉人材

以下の要件に該当するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員(当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することが可能)

- ・福祉・介護職員(※)のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員(公認心理師含む)
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

※ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

② 他の障害福祉人材

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者

③ その他の職種

障害福祉人材以外の職員

●報酬告示 ●留意事項通知

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省通知)

加算について(20)

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

事業所における配分方法

平均賃金改善額等については以下の①～④のとおりとすること

- ① 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均とする。)以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万以上であること(現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りではなく、当該要件は満たしているものとする)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとする。
 - ・ 小規模事業所等で、加算額全体が少額である場合
 - ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
 - ・ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規模の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合
- ② 経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

●報酬告示 ●留意事項通知

●福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
(令和元年5月17日障障発0517第1号厚生労働省通知)

加算について(20)

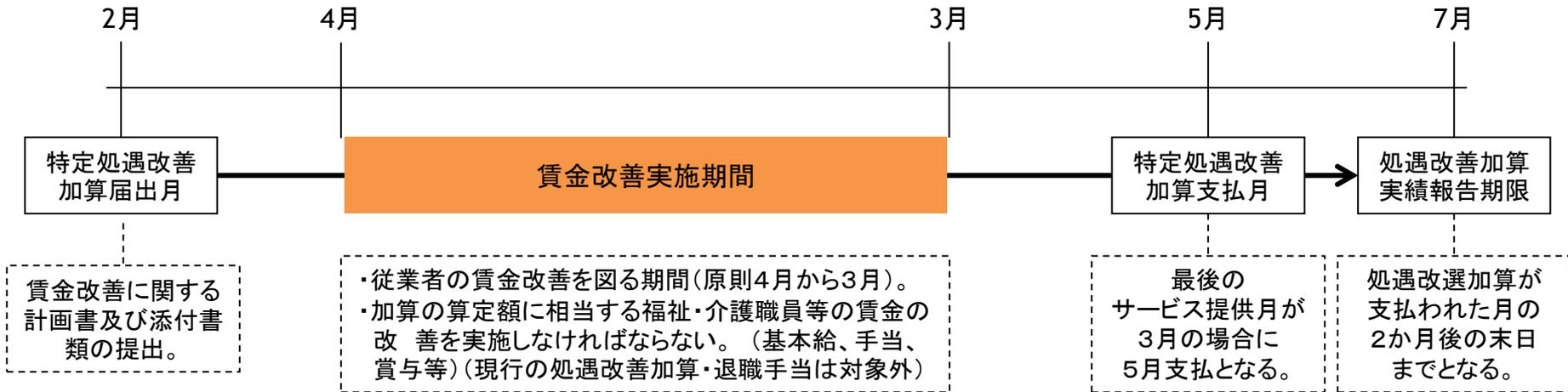
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

- ③ 他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- ④ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
(賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る場合には、当該職員は特定処遇改善加算による賃金改善の対象とならない)

※一人ひとりの賃金改善額は、**柔軟な設定が可能**である。

加算について(19)

■福祉・介護職員等特定処遇改善加算フロー



| 加算算定要件 | 要件を満たさない場合 |
|-------------------------|---|
| 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の作成・提出 | <u>加算を算定できない。</u> |
| 賃金改善額 > 加算による収入 | 賃金改善額が加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、 <u>悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。</u> |
| 実績報告書の作成・提出 | 指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、 <u>実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。</u> |

報酬告示・留意事項等に係る注意事項

■加算等が算定されなくなる場合の取扱い

加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに県に届けること。なお、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定は行わないこと。

この届出を行わず、加算の請求を行った場合は、**不正請求**となるため、県からの返還措置を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

■人員欠如に該当する場合の取扱い

従業者の員数が基準を下回る場合、報酬を減算することとされているが、これは、適正なサービス提供を確保するための規定であるため、人員欠如の未然防止に努めること。

著しい人員欠如が継続する場合は、県から従業者の増員、利用定員の見直し、事業の休止を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

■個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の取扱い

児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合または、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算の対象となります。

当該減算に該当する場合は、県から規定の遵守を指導します。（悪質な場合は指定の取消処分等の対象となります。）

6. その他

岐阜県のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/>

[トップ](#) > [子ども・医療・福祉・女性](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > 障害者総合支援法等

障害者総合支援法・児童福祉法関係

指定事業者の皆様への通知・照会等

指定事業者の皆様への通知文書や依頼文書を掲載しています。

[指定事業者の皆様へ](#)

通知・照会等

障害福祉サービス事業所の指定更新について

[指定更新手続きについて](#)

更新申請

指定申請・給付関係様式集

- ・ [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- ・ [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- ・ [運営規程集](#)
- ・ [事故・事件等対応](#)

指定申請・給付関係様式集

・申請・様式集（障害者総合支援法関係）

・申請・様式集（児童福祉法関係）

・運営規程集

・事故・事件等対応

・被災状況報告

・厚生労働省等通知

・障害支援区分

・障害者総合支援法

・指定基準等の条例

・実地指導・監査

・関係担当者会議・事業者向け説明会等

・業務管理体制の整備

・研修

・指定事業所台帳

・

申請・変更届・体制届 等の様式

事故報告

基準条例

研修関係

就労支援等の事業に関する会計処理

・就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて

質問票

障害者総合支援法関係制度に係る質疑について

岐阜県では、市町村、事業者からの障害者総合支援法にかかる各種質問を受け付けています。

障害者総合支援法関係質問票

質問票

※質問にあたっては、必ず事前に以下の通知文書をご確認ください。

- ・ [障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑について（平成30年5月25日）](#)

障害福祉サービス事業、一般相談支援事業の指定申請に係る様式

1. 障害福祉サービス事業者等指定申請様式

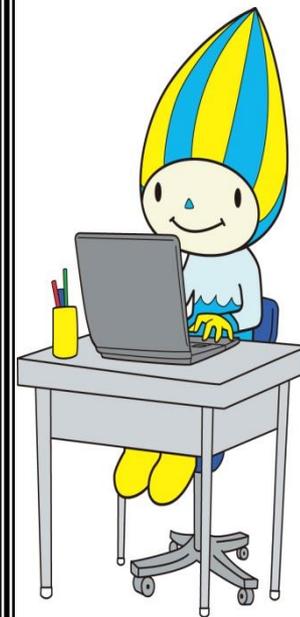
申請様式（ダウンロード）

1. [申請書類一覧](#)
2. [第1号様式（指定（更新）申請書）](#)
3. [第2号様式（指定申請書（変更））](#)
4. [第3号様式（変更届出書）](#)
5. [第4号様式（廃止・休止・再開届出書）](#)

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る県への質疑は、HP掲載の質問票に記載のうえ、メール、FAX又は郵送により提出してください。

障害福祉サービス事業所等 の関係者の方々へのおねがい

変更届や体制届等の提出以外のご
用件につきましては、事前に担当者
とメールや電話により、アポイントを
とっていただいたうえで来庁をお願
いいたします。



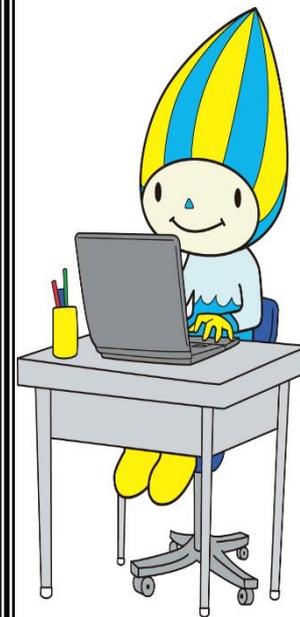
【事前相談及び申請受付所管課】

- 岐阜県内の市町村(岐阜圏域の市町村を除く。)
にある事業所・施設

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁10階
岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

- 岐阜圏域の市町村(羽島市、各務原市、山県市、
瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町(岐
阜市を除く。))にある事業所・施設

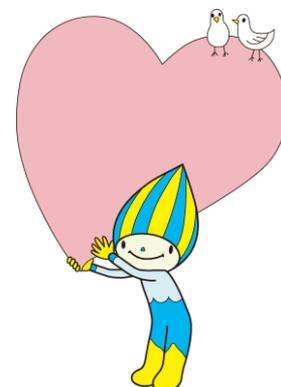
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁2階
岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課
地域福祉第二係



ご清聴ありがとうございました。
引き続き、適切な事業所運営に努めてください。

■岐阜県へのメールアドレスの登録を行っていない事業所は、速やかにおこなってください。

■業務管理体制に関する届出書を提出していない事業所は、速やかに提出してください。



MEMO